

教育本部規程

(根拠)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道スキー連盟（以下「本連盟」という。）運営規則第14条、第21条及び第27条に基づき、これを定める。

(任務)

第2条 教育本部は、本連盟理事会に直属し、運営規則第19条に掲げる業務を所掌する。

(組織)

第3条 教育本部は、教育本部担当理事（以下「教育本部理事」という。）教育本部顧問、常任技術員、技術員及びシニアアドバイザー、ナショナルデモンストレーター及びSAJデモンストレーターをもって構成する。

2 教育本部に次の各統括部を設ける。

- (1) 企画部
- (2) 研修部
- (3) 検定部
- (4) テクニカルプロモーションチーム
- (5) スキー技術選運営部
- (6) スキー学校部
- (7) スノーボード部
- (8) 安全対策部

3 各統括部の組織に技術員を配置し、加盟団体との連携に努める。

4 各統括部に事業運営委員会を設けることができる。

5 教育本部の直轄委員会として、次の委員会を設ける。

(1) 倫理審査委員会

倫理審査委員会は、案件に応じて教育本部理事会で選任し教育本部長が委嘱する。

(2) SAJ専門委員会

SAJの専門委員をもって構成する。

(3) シニアアドバイザー委員会

シニアアドバイザー規程により選任、委嘱された者をもって構成する。

6 教育本部に前項で定めるものの他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(役員)

第4条 教育本部に本部長及び副本部長を置き、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(1) 統括部に責任担当理事を配置する。

(2) 統括部に部長及び副本部長を置く。

2 直轄委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 各統括部及び事業運営委員会の役員並びに委員は、常任技術員の中から教育本部理事会の決議を経て、教育本部長が委嘱する。

(常任技術員・技術員の選任)

第5条 常任技術員及び技術員は、別に定められた選任要領により、加盟団体から推薦された候補者の中から、教育本部理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2 常任技術員・技術員の任期は2年とする。

(S A J 専門委員等の推薦)

第6条 S A J 専門委員及び常任技術員の選出は、S A J 教育本部内規の定める要領により、教育本部理事会で選考のうえ会長が推薦する。

(強化コーチの選任)

第7条 強化コーチは、S A J 専門委員及びテクニカルプロモーションチームに所属する常任技術員から選任するものとする。ただし、必要ある場合は、教育本部組織以外の専門的経験者を推薦し、教育本部理事会の承認を経て、教育本部長が委嘱する。

(常任技術員及び技術員の任務)

第8条 常任技術員及び技術員の任務は次のとおりとする。

(1) 常任技術員は、教育本部の統括部及び事業運営委員会の任務を遂行すると共に、S A J 教育本部の専門委員及び技術員の任務につくものとする。

(2) 技術員は、教育本部の任務に従い、技術及び指導法の研究、研鑽をするとともに各地域における事業に積極的に参加し、スキー・スノーボードの普及及び安全対策に努める。

(デモンストレーターの任務)

第9条 デモンストレーターは、スキー及びスノーボード技術の研究及び指導技術の研鑽とともに、自らの資質向上に努め、広く一般スキーヤー及びスノーボーダーとの接点において、スノースポーツの普及に努めるものとする。

2 デモンストレーターは教育本部所管事業の講師及び指導者研修会の講師に携わるものとする。

(会議)

第10条 教育本部の会議は次のとおりとし、必要に応じて本部長が招集する。

- (1) 教育本部理事会
- (2) 教育本部理事・部長会議
- (3) 教育本部合同会議
- (4) 教育本部会議
- (5) S A J 専門委員会

(各事業の役員)

第11条 教育本部各事業の役員等は、教育本部理事会の承認を得て、教育本部長が委嘱する。

(補則)

第12条 役員は、所属する加盟団体及び登録スキー学校などの活動並びに教育本部事業以外の活動（以下、「教育本部事業以外の活動」という。）をする場合は、予め所属加盟団体または登録スキー学校等の承認を得なければならない。

2 前項の規定により教育本部事業以外の活動をするときは、別紙様式に定める申請書に必要事項を記入して教育本部理事会に提出し、承認を得なければならない。

(内規)

第13条 教育本部に関して必要な内規については、別にこれを定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(経過規定)

第15条 改正前の規程により執行した事務事業等については、改正後の規程により行われたものとみなす。

附 則	昭和 5 0 年度	制定
附 則	平成 2 4 年 8 月 1 日	公益財団法人設立、登記に伴い改定、施行
附 則	平成 2 6 年 9 月 2 1 日	改正
附 則	平成 2 7 年 9 月 2 6 日	改正
附 則	平成 2 8 年 9 月 2 5 日	改正（第 3 条第 5 項（3）にテクニカルアドバイザー 委員会を追加、スーパーバイザー委員会削除）
附 則	平成 2 8 年 1 2 月 4 日	改正（S A J 専門部設置）
附 則	平成 3 0 年 5 月 1 9 日	改正
附 則	令和 3 年 9 月 2 6 日	改正
附 則	令和 7 年 7 月 1 1 日	改正

別紙様式

教育本部事業以外の活動承認申請書

年 月 日

公益財団法人北海道スキー連盟教育本部長 宛

申請者

㊞

このことについて、下記のとおり教育本部事業以外の活動をしたいのでご承認くださるようお願いいたします。

申請者氏名			連絡先 電話番号	
SAH教育 本部の 役職名	1. 担当理事 2. SAJ 専門委員 3. 常任技術員 4. デモンストレーター(ナショナル、SAJ) 5. SAH技術員 6. その他(強化指定選手)			
活動・行事 の名称				
活動日時	期日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	時間	～ ～
活動場所				
主催団体 企業名等			所在地	
			電話番号	
依頼者	氏名		連絡先 電話番号	
主 な 活動内容				
謝礼金等 (該当する 番号に○ をつける)	1. 交通費・日当 [①SAH旅費規程 ②①以外 ③なし] 2. 協 力 金 [①SAH協力金 ②デモ協力金 ③なし] 3. その他の謝礼金 [名称と金額:]			